

第 7 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成30年2月26日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第7回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成30年2月26日(月曜日)

午前9時59分開議

午前11時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第4号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 平成29年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 平成29年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成29年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 工事請負契約の変更について

議案第30号 工事請負契約の変更について

議案第31号 工事請負契約の締結について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

いて

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

いて

報告事項

① 入札制度の見直し(第4弾)について

出席委員(6人)

委員長 瀧上陽一

副委員長 内野幸喜

委員 坂田孝志

委員 森浩二

委員 松村秀逸

委員 大平雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 手島健司

総括審議員兼

河川港湾局長 鈴木俊朗

政策審議監 成富守

道路都市局長 宮部静夫

建築住宅局長 清水照親

監理課長 藤本正浩

用地対策課長 西浦一義

土木技術管理課長 吉良忠暢

首席審議員兼

道路整備課長 上野晋也

道路保全課長 長井英治

都市計画課長 坂井秀一

下水環境課長 渡辺哲也

河川課長 丸尾昭

港湾課長 亀崎直隆

砂防課長 松永清文

建築課長 上妻清人

営繕課長 井手 秀 逸
住宅課長 小路永 守
政策監 尾上 佑 介

事務局職員出席者

議事課参事 小池 二郎
政務調査課主幹 佐藤 誠

午前9時59分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会します。

本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 それでは、今定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、熊本地震からの復旧、復興の状況について御報告いたします。

益城町の復興につきましては、10月から県道熊本高森線4車線化の用地交渉に着手し、個別交渉を鋭意進めているところでございます。

また、益城町木山地区の土地区画整理事業につきましては、去る12月20日の益城町都市計画審議会の結果を受け、1月15日から、県も同行の上、個別訪問を実施しているところでございます。

2月23日までに、不在者等を除き、おおむね個別訪問を一巡し、地権者の約9割からアンケートの提出をいただいている状況です。

引き続き、益城町の復興に取り組んでまいります。

次に、災害公営住宅につきまして、現在12市町村で1,735戸の建設が予定され、666戸で設計等に着手、うち宇土市や西原村など4市1村の237戸が工事に着手しております。

今後も関係市町村と連携し、早期整備を目指してまいります。

次に、八代港のクルーズ拠点整備については、先般ロイヤル・カリビアン社との間で、八代港クルーズ拠点形成協定を締結しました。

国は、昨年11月に、耐震強化岸壁と一体となるクルーズ船専用岸壁に着工しており、県は、来年度から大型バス駐車場や屋根つき通路などの整備を行ってまいります。

また、ロイヤル・カリビアン社も、旅客ターミナルなどの整備を進めることとしております。

2020年春のクルーズ拠点供用開始に向け、引き続き国、ロイヤル・カリビアン社と連携し、着実に取り組んでまいります。

次に、阿蘇地域の道路インフラの復旧について、昨年の長陽大橋、南登山道の開通に続き、残る登山道の県道阿蘇公園下野線などにつきましても、冬期の積雪等の影響もありましたが、ことし4月下旬の開通を目指し、復旧を行っております。これにより、阿蘇山上までのアクセスもさらに改善される見込みです。

熊本地震以外では、JR鹿児島本線連続立体交差事業について、来月17日に全線の高架化が完了します。

また、平成18年から自動車専用道路として整備を進めている熊本天草幹線道路の大矢野バイパスについて、熊本地震やその後の余震により、やむなく工事を一次中断した時期も

ありましたが、関係者の懸命の努力により、5月の中旬に開通できる見込みとなり、近々正式な開通日を公表することとしています。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回御審議いただきます議案は、平成29年度補正予算関係議案6件、条例等関係議案15件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に国庫内示による事業費確定に伴う減額等と国の補正予算対応に伴うものでございます。

国庫内示による事業費確定に伴うものとしては、146億8,800万円余の減額、国の補正予算対応に伴うものとしましては、118億6,700万円余の増額となり、合わせました土木部の補正総額としては、28億2,000万円余の減額補正をお願いしております。

また、11月議会で承認をいただきました繰越明許費の設定について、追加設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、工事請負契約の変更について7件、工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について5件、震災関連工事の工事請負契約に係る専決処分報告及び承認について2件の計15件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分報告について3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、入札制度の見直し(第4弾)について1件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に全力で取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項として、1件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

平成29年度2月補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。

平成29年度2月補正予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。

今回の補正予算は、主に国庫内示による事業費確定に伴う減額等と国の補正予算対応に伴う増額でございます。

まず、上の表2段目の補正額ですが、議案第1号平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)分で、国庫内示による事業費確定に伴う減額等の補正でございます。

表左から、一般会計の普通建設事業として、補助事業で74億8,800万円余、単独事業で52億600万円余、直轄事業で6億1,100万円余の減額、災害復旧事業として、補助事業で9億4,200万円余の減額、直轄事業で6,300万円余の増額、投資的経費計としまして141億8,500万円余の減額、消費的経費としまして1億5,500万円余の減額、一般会計計としましては143億4,100万円余の減額となります。

右側の特別会計では、投資的経費で3億2,400万円、消費的経費で2,200万円余の減額、特別会計計としましては3億4,600万円

余の減額でございます。

一般会計、特別会計を合わせました補正予算額は、右側合計欄2段目の146億8,800万円余の減額となります。

次に、3段目の補正額(国補正)ですが、議案、第19号平成29年度熊本県一般会計補正予算(第8号)分でございます。国の補正予算対応に伴う補正でございます。

表左から、一般会計の普通建設事業として、補助事業で97億4,600万円余、直轄事業で21億2,000万円余の増額、投資的経費計で118億6,700万円余の増額でございます。

補正後の合計予算額は、合計欄4段目、1,160億8,600万円余になります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成29年度2月補正予算総括表でございます。

一般会計、特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の土木部合計欄をごらんください。

今回の補正額の財源内訳として、国支出金が14億1,000万円余の増額、地方債が27億7,100万円の増額、その他が71億7,700万円余の減額、一般財源が1億7,500万円余の増額でございます。

以上が土木部全体の予算額でございます。

3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。

表左から4列目の補正額は、議案第1号、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第7号)分で、国庫内示による事業費確定に伴う減額等の補正でございます。

表左から5列目の補正額(国補正分)は、議案第19号、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第8号)分で、国の補正予算対応に伴う補正でございます。

表左から4列目の補正額から説明いたします。

2段目の職員給与費でございます。職員の給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただきます。各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算では、前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し予算計上しているため、今回の補正では、平成29年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上しております。

監理課関係分としましては、4,600万円余の増額でございます。

なお、記載しておりませんが、土木部全体の職員の給与費は61億7,100万円余となります。

次に、3段目の管理事務費ですが、4,000万円余の増額でございます。これは、右側の説明欄のとおり、都道府県や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。

以降、熊本地震関連に伴う都道府県及び市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金は、同様に所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載しておりませんが、土木部全体で1,600万円余の増額となります。

次に、4段目の建設統計調査費ですが、国の事業費確定に伴う減でございます。

次に、5段目の土木行政情報システム費でございますが、1,500万円余の減額でございます。これは、電子入札システムの改修が当初の見込みより低額で改修できたことなどによる減額でございます。

次に、7段目の建設産業支援事業費でございますが、地方創生推進交付金の採択に伴う財源更正でございます。

以上、監理課の補正としましては、最下段

のとおり、7,100万円余の増額となります。

なお、監理課につきましては、5列目の国補正分の補正はございません。

よって、補正後の額は11億3,000万円余となります。

監理課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

上から3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する委員報酬や不動産鑑定、物件調査等の費用を計上しておりますが、当初見込んでいた大型物件を伴う案件で補償額に不満がなかったため、不用となった物件調査費用等3,000万円余を減額するものでございます。

また、4段目の土地収用法等事務費は、知事が行う市町村事業等に対する事業認定手続のために、第三者審議会や公聴会の経費等を計上しておりますが、本年度は手続の見込みがなくなりましたので、50万円余を減額するものです。

一般会計の補正の総額は、最下段に記載のとおり、合計で3,300万円余の減額となり、補正後の予算総額は、1億100万円余となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

上から1段目の道路新設改良費につきましては、熊本天草幹線道路・本渡道路の用地補償費を計上しておりますが、今年度の執行額が確定したため、不用となる500万円を減額するものです。

用地先行取得事業特別会計の補正後の予算総額は、13億9,500万円となります。

用地対策課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

初めに、通常の補正分について、主なものを御説明いたします。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、3億3,300万円余の増額を計上いたしております。これは、国の事業費確定に伴う県負担金の増額によるものでございます。

次に、下から3段目の道路改築費及び一番下の段の地域道路改築費でございますが、これは、国庫内示による事業費の確定に伴う減額でございます。

10ページをお願いいたします。

1段目の道路計画調査費及び2段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分は、いずれも国庫内示による事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、道路整備課の通常の補正額は、最下段の5億9,300万円余の減額となります。

次に、国補正分について御説明いたします。9ページにお戻りください。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、6億6,600万円の増額を計上いたしております。これは、九州中央自動車道などの整備を行う国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

次に、下から3段目の道路改築費でございますが、1億100万円余の増額を計上いたしております。これは、国道324号・本渡道路の整備を行うものでございます。

最後に、一番下の段の地域道路改築費でございますが、13億5,000万円余の増額を計上いたしております。これは、国道については国道219号ほか2カ所、県道については和仁菊水線ほか10カ所の整備を行うものでございます。

10ページの最下段になりますが、以上、道

路整備課の国補正分は、21億1,800万円余の増額となります。この結果、先ほど御説明した通常分を含めた補正後の合計額は、235億500万円余となります。

道路整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

資料の11ページをお願いします。

まず、通常分補正分について、主なものを御説明いたします。

上から6段目の道路維持費で2億5,700万円余の増額を計上しております。これは、7段目の単県道路修繕費として、説明欄のとおり、ことしの1月に生じた大雪による緊急的な道路の除雪作業や、それ以降の大雪に伴う除雪作業を行う経費でございます。

次に、下から2段目の道路新設改良費で36億9,700万円余の減額を計上しております。これは、12ページの1段目の道路施設保全改築費で、説明欄のとおり、国庫内示による事業費確定に伴う減です。

以上、道路保全課の通常分補正分は、12ページの最下段のとおり、34億100万円余の減額となります。

続きまして、国補正予算分について御説明いたします。

12ページの1段目の道路施設保全改築費で10億5,700万円余の増額を計上しております。これは、説明欄のとおり、国道267号ほか20カ所について、防災対策等を行うことに要する経費でございます。

以上、道路保全課は、12ページの合計欄の最下段のとおり、補正後の額としては158億8,400万円余となります。

道路保全課は以上です。よろしくお願いたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます

す。

主なものについて御説明いたします。

まず、資料13ページをお願いします。

通常分の補正額についてですが、下から3段目の都市計画推進事務費として、600万円余を計上しております。これは、市町村からの派遣職員の人件費負担金に伴うものでございます。

次に、最下段、連続立体交差事業費6,000万円、資料14ページ上から3段目の街路整備事業費2億8,400万円余、5段目の都市公園整備事業費1億5,600万円余の減額は、国庫内示による事業費確定に伴うものでございます。

以上、通常分の補正額は、最下段にありますとおり、4億3,100万円余を減額しております。

次に、国補正分の補正額についてですが、資料14ページをお願いします。

上から3段目の街路整備事業費として、3億1,400万円余を計上しております。これは、都市計画道路長洲玉名線の整備を行う経費でございまして、橋梁等の工事を行ってまいります。

上から5段目の都市公園整備事業費として、1億100万円余を計上しております。これは、県民総合運動公園ほか2公園の老朽施設の改修を行う経費でございます。

以上、国補正分の補正額は、最下段にありますとおり、4億1,500万円余を増額しており、補正後の予算額は63億4,000万円余でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明いたします。

資料13ページ最下段の連続立体交差事業費でございしますが、熊本駅周辺整備事務所の賃借に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

また、14ページ上から5段目の都市公園整備事業費でございしますが、鞠智城のPR活動

に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

都市計画課は以上です。よろしく申し上げます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から、主なものについて御説明いたします。

資料の15ページをお願いいたします。

上から2段目の公害防止指導費で、1,000万円の減となっております。これは、下水道及び集落排水施設への接続を促進するため、県民への補助を行う市町村に対して助成を行うものですが、下水道への接続については、国の交付金事業の対象となったことに伴い減額するものでございます。

次に、下から6段目の団体営農業集落排水事業費の1億1,900万円余の減及び下から2段目の漁業集落環境整備事業費の3,600万円余の減は、国庫内示減に伴うものでございます。

これらを含めた一般会計の補正額の合計は、資料16ページの最下段にありますとおり、1億8,000万円余の減となり、補正後の額は9億1,500万円余でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

資料の17ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の19万円余の増、下から4段目の球磨川上流流域下水道管理費の300万円余の減及び資料18ページの上から2段目の八代北部流域下水道管理費の200万円余の増は、消費税納付額の確定などに伴うものでございます。

戻りまして、資料17ページの上から5段目の熊本北部流域下水道建設費の2億2,200万円の減、最下段の球磨川上流流域下水道建設

費の600万円の減及び資料18ページの上から5段目の八代北部流域下水道建設費の9,100万円の減は、国庫内示減に伴うものでございます。

これらを含めた流域下水道事業特別会計の補正額の合計は、資料18ページの最下段にありますとおり、3億2,800万円余の減となり、補正後の額は26億2,000万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○丸尾河川課長 河川課でございます。よろしくお願いたします。

最初に、通常分の補正予算について御説明します。

資料の19ページをお願いいたします。

1段目の河川海岸総務費で1億8,800万円余の減額を計上しております。

主な内訳は、4段目の国直轄事業負担金で8,500万円余を減額しております。これは、国が施行する河川改修事業費の確定に伴う県負担金の減額でございます。

次に、下から5段目の河川改良費で9億9,200万円余の減額を計上しております。主な内訳は、次の段の河川改修事業費で8億3,400万円余の減額を、その2段下の堰堤改良費で1億6,700万円余を減額しております。これらは、いずれも国庫内示による事業費確定に伴う減によるものです。

続きまして、20ページの1段目の海岸保全費で5,600万円余の減額を計上しております。内訳は、その2段下の海岸保全施設補修事業費で5,900万円を減額しておりますが、これも国庫内示による事業費確定に伴う減によるものです。

次に、上から5段目の河川等補助災害復旧費で8億7,400万円余の減額を計上しております。主な内訳として、その2段下の直轄災害復旧事業負担金では、6,300万円余を増額

しております。これは、国が施行する道路災害復旧事業の28年度分の費用確定に伴う県負担金の増によるものです。

次に、その2段下の河川等災害復旧受託事業費で9億3,500万円余を減額しております。これは、益城町から受託している橋梁災害復旧等の29年度分の費用の確定に伴う減によるものです。

以上、河川課の通常分の補正額は、最下段のとおり、21億1,100万円余の減額となります。

続きまして、国補正分の補正予算について御説明いたします。

資料の19ページにお戻りください。

1段目の河川海岸総務費で2億7,000万円の増額を計上しております。内訳は、4段目の国直轄事業負担金で、国が施行する河川改修事業費の国補正に伴う県負担金の増額です。

次に、下から5段目の河川改良費で、国補正に伴い37億円余の増額を計上しております。内訳は、次の段の河川改修事業費で、白川ほか5カ所の河川改修及び水位計設置などを行うこととしております。

次に、20ページの1段目の海岸保全費で5,000万円余の増額を計上しております。内訳は、次の段の海岸高潮対策事業費で、国補正により上天草市の瀬高海岸の護岸等改良を行うこととしております。

以上、河川課の国補正分の補正額は、最下段のとおり40億2,000万円余の増額となり、通常分と合わせました補正後の総額は、364億2,300万円余となります。

河川課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

一般会計、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計がございます。

まず、一般会計の通常分から御説明いたし

ます。

21ページをお願いします。

4段目の港湾建設費で14億9,400万円余を減額しております。内訳は、その2段下の海岸高潮対策事業費1億9,300万円余の減、それと下から2段目の港湾補修事業費2億7,300万円余の減は、国庫内示減によるものです。また、下から4段目の国直轄事業負担金における10億4,000万円余の減は、国の事業費確定に伴う県負担金の減によるものです。

22ページをお願いします。

下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金として2,000万円余を減額しております。これは、起債償還の財源として、一般会計から港湾整備事業特別会計へ財源充当のための繰り出しを行っておりますが、港湾整備事業特別会計への歳出額確定に伴い繰出金を減額するものでございます。

以上、港湾課の一般会計の通常分の補正額は、最下段のとおり15億1,600万円余の減となります。

続きまして、一般会計の国補正分の補正額について御説明します。

1ページ戻りまして、21ページをお願いします。

4段目の港湾建設費で11億2,800万円余を増額しております。これは、下から4段目の国直轄事業負担金におきまして、八代港への国補正予算に伴う県負担金の増によるものです。

22ページをお願いします。

港湾課の一般会計の国補正分の補正額は、最下段のとおり11億2,800万円余の増となり、通常分と合わせました補正後の合計は、67億5,500万円余となります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

23ページをお願いします。

まず、2段目の施設管理費で100万円余を

減額しております。内訳は、右側の説明欄のとおり、職員給与費の増、施設管理費の経常分の減でございます。

施設管理費経常分の減額の主な理由は、消費税確定申告における納税額が、当初見込みよりも減額したことによるものでございます。

また、平成30年度の八代港コンテナターミナル管理運営業務及び庁舎等管理業務に関しまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から2段目の公債費で1,100万円余を減額しております。これは、起債の利率確定に伴う償還利子の減によるものでございます。

以上、港湾整備事業特別会計の補正額は、最下段のとおり1,200万円余の減額となり、補正後の合計は、39億300万円余となります。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

24ページをお願いします。

2段目の漁業振興費において財源更正を行っております。これは、予算額として5,000万円を計上しておりますが、財源は、内訳のその他におきまして、熊本港周辺海域漁業振興基金の利子額と一般会計からの繰入金の2つでございます。このうち基金の利子額が確定し、減額となったことに伴い、その分の繰入金を増額とするものでございます。

港湾課は以上です。よろしく願いいたします。

○松永砂防課長 砂防課でございます。

資料の25ページをお願いします。

初めに、通常分の補正予算について御説明します。

主な内訳としまして、下から4段目の急傾斜地崩壊対策事業費で3,000万円余を減額しております。

26ページに移りまして、2段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費で2億1,000万円余の減額を、4段目の火山砂防事業費で5,200万円余の減額をしております。これらは、いずれも国庫内示による事業費の確定に伴う減額でございます。

26ページの1段目に戻りまして、国直轄事業負担金として1億7,900万円余を計上しております。これは、国事業費確定に伴う県負担金の増でございます。

26ページ最下段のとおり、通常分の補正額計は1億2,800万円余の減額となります。

資料の25ページにお戻りください。

続きまして、国補正分の補正予算について御説明します。

その内訳としまして、まず、下から4段目の急傾斜地崩壊対策事業費で2億4,800万円余の増額を計上しております。これは、上天草市の岩谷地区ほか2カ所において、崖崩れ災害防止のための急傾斜地崩壊対策施設の整備に要する経費でございます。

26ページをお願いします。

1段目の国直轄事業負担金で5,600万円の増額を計上しております。これは、川辺川流域における国直轄事業の増額に伴う県負担金の増によるものでございます。

次に、3段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費で10億6,300万円余の増額を計上しております。これは、南阿蘇村の立野川1ほか2カ所において、再度災害防止のための砂防施設の整備に要する経費でございます。

次に、4段目の火山砂防事業費で11億円余の増額を計上しております。これは、南阿蘇村の東下田川1ほか4カ所において、砂防施設整備に要する経費でございます。

次に、6段目の砂防設備等緊急改築事業費で6億5,800万円余の増額を計上しております。これは、既設の砂防設備等を有効活用し、土砂災害からの安全性を向上させる緊急改築等に要する経費でございます。

26ページ最下段のとおり、国補正分の補正額は31億2,600万円余の増額となり、補正前の額に通常分、国補正分の補正額を加算した補正後の砂防課の予算額の合計は、109億6,500万円余となります。

砂防課は以上です。よろしく申し上げます。

○上妻建築課長 建築課でございます。

資料の27ページをお願いします。

主なものにつきまして御説明いたします。

6段目の建築基準行政費ですが、7億3,000万円余の減額となっております。これは、主に住宅耐震化支援事業の減額であり、事業費確定に伴うものでございます。

次に、7段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費ですが、300万円余の減額となっております。これも事業費確定に伴うものでございます。

以上、建築課の補正予算額は、最下段のとおり、6億6,400万円余の減額となりまして、補正後の予算額は7億1,400万円余となります。

建築課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○井手宮繕課長 宮繕課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

主な補正額について御説明いたします。

4段目の宮繕管理費ですが、4,600万円の減額となっております。これは、事業費確定に伴うものでございます。

以上、宮繕課の補正予算額は、最下段のとおり5,100万円余の減額となり、補正後の予算額は6億1,000万円余となります。

宮繕課は以上です。よろしく申し上げます。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

補正予算について、主なものを御説明いたします。

下から5段目の公営住宅ストック総合改善事業費は、1億7,800万円余の減額を計上しております。これは、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

次に、下から3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業は、3,400万円の減額を計上しております。これは、事業費確定に伴う減によるものでございます。

次に、下から2段目の災害公営住宅整備受託事業費は、51億円の減額を計上しております。これも事業費確定に伴う減によるものでございます。

以上、最下段のとおり、住宅課の2月の補正予算額は53億1,300万円余の減額でございまして、補正後の予算額は45億5,900万円余となっております。

住宅課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

31ページをお願いいたします。

平成29年度繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、11月議会で承認をいただいておりますが、一般会計の土木費で97億4,600万円余の追加設定をお願いしております。

追加後の繰越設定額は、一般会計で794億5,500万円余となります。特別会計の追加設定はございませんので、土木部といたしまして、813億5,800万円余となります。

続きまして、33ページをお願いいたします。

第24号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成25年2月定例会及び平成29年2月定例会において議決された工事請負契約について、工期の変更を行うものでございます。

内容につきましては、34ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道266号交通円滑化改築(新天門橋)工事。

工事内容は、橋梁上下部工。

工事場所は、上天草市大矢野町登立及び宇城市三角町三角浦地内。

請負契約締結日は、平成25年3月21日及び平成29年3月24日。

請負業者は、横河・日本ピーエス・吉田・吉永建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成25年3月22日から平成30年3月26日までを平成30年7月31日までに変更するものです。

工期の変更理由としましては、強風等の天候不良による作業休止等に伴う工期の延期でございます。

なお、新天門橋を含む大矢野バイパスにつきましては、5月中旬の開通を見込んでおり、現在、最終の工程調整を行っております。

次に、35ページをお願いいたします。

第25号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工事内容等の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、36ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、高野台災害関連緊急地すべり対策(土工)工事。

工事内容は、掘削工、盛土工及び法面整形工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村河陽地内。

請負契約締結日は、平成29年11月2日。

請負業者は、藤本・杉本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年11月6日から平成30年3月23日までを平成30年11月15日まで

に変更するものです。

変更契約金額は、5億7,564万円を5億8,394万4,987円に変更するもので、830万4,987円増額となります。

工期変更の理由としましては、資機材不足等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等に伴う増額でございます。

37ページをお願いいたします。

第26号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、38ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、宇土川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇市狩尾地内。

請負契約締結日は、平成29年11月9日。

請負業者は、池田・熊阿・肥後復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年11月10日から平成30年3月23日までを平成31年3月1日までに変更するものです。

変更契約金額は、6億3,081万7,200円を6億5,208万7,933円に変更するもので、2,127万733円の増額となります。

工期の変更理由としましては、不均質な現場土砂へ対応する追加試験等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等に伴う増額でございます。

39ページをお願いいたします。

第27号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、40ページの概要により説明をさせていただきます。

工事名は、芝原川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。

請負契約締結日は、平成29年11月9日。

請負業者は、岩永・八十・昌南復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年11月10日から平成30年3月23日までを平成31年3月22日までに変更するものです。

変更契約金額は、7億3,548万円を7億5,236万5,880円に変更するもので、1,688万5,880円の増額となります。

工期の変更理由としましては、不均質な現場土砂へ対応する追加試験等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等に伴う増額でございます。

41ページをお願いいたします。

第28号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、42ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、立野川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。

工事内容は、砂防堰堤工2基。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村立野地内。

請負契約締結日は、平成29年11月9日。

請負業者は、味岡・藤本・熊阿復旧・復興

建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年11月10日から平成30年3月23日までを平成31年1月7日までに変更するものです。

変更契約金額は、7億9,151万2,560円を8億511万7,649円に変更するもので、1,360万5,089円の増額となります。

工期の変更理由としましては、不均質な現場土砂へ対応する追加試験等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等に伴う増額でございます。

43ページをお願いいたします。

第29号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、44ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、三王谷川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。

工事内容は、砂防堰堤工2基。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村長野地内。

請負契約締結日は、平成29年11月9日。

請負業者は、三和・佐藤・速水復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年11月10日から平成30年3月23日までを平成31年3月22日までに変更するものです。

変更契約金額は、8億9,629万2,000円を9億1,455万3,938円に変更するもので、1,826万1,938円の増額となります。

工期の変更理由としましては、不均質な現場土砂へ対応する追加試験等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等

に伴う増額でございます。

45ページをお願いいたします。

第30号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年12月26日に専決処分を行った工事請負契約でございます。

専決処分につきましては、第38号議案、専決処分の報告及び承認についてにより承認を求めているものでございます。

議案時による説明では、専決処分の報告及び承認が後になるものですが、当工事請負契約の変更議案のもとになるものでございますので、あわせて説明をしたいと思っております。

65ページをお願いいたします。

第38号、専決処分の報告及び承認について御説明をいたします。

中松川1地区28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事に係る平成29年12月26日専決の内容です。

工事名は、中松川1地区28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年12月26日でございます。

契約金額は、5億2,718万4,720円。これは、消費税及び地方消費税相当額を含んでおります。

契約の相手方は、森・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

第38号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、資格要件、格付等級又は経営

事項審査の総合評価値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

なお、本事業は、震災関連等工事であることから、施工計画の提出は求めない簡易型で実施しており、提出された企業実績等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者といたしました。

次に、67ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の復旧・復興建設工事共同企業体が参加し、平成29年12月12日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が129.50で、税抜き5億4,237万1,000円の予定価格に対しまして、4億8,813万4,000円で入札した森・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値26.5296となり、落札を決定しております。

以上が専決処分の内容でございます。

それでは、請負契約の変更についてお戻りいただき、45ページをお願いいたします。

ただいま御説明しました専決処分の工事請負契約について、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、46ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、中松川1地区28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。

請負契約締結日は、平成29年12月26日。

請負業者は、森・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期は、平成29年12月27日から平成30年3月23日までを平成31年3月22日までに変更するものです。

変更契約金額は、5億2,718万4,720円を5億4,403万5,315円に変更するもので、1,685万595円の増額となります。

工期の変更理由としましては、不均質な現場土砂へ対応する追加試験等に伴う適正工期確保のための工期延伸を行うものであり、契約金額の変更理由としましては、復興係数の引き上げによる最新積算基準への設計変更等に伴う増額でございます。

47ページをお願いいたします。

第31号議案、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、盲学校・熊本聾学校寄宿舎その他改築工事。

工事内容は、寄宿舎等が、木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積1,929.37平方メートル。調理室・食堂棟が、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積571.30平方メートル。共同教室棟が、木造、平屋建て、延べ面積721.76平方メートル。

工事場所は、熊本市東区東町3丁目3番7地内。

工期は、契約締結日の翌日から平成31年1月24日まで。

契約金額は、9億1,044万円。

契約の相手方は、三津野・竹内建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

48ページをお願いいたします。

第31号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格と

して、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

なお、本事業は、盲学校・熊本聾学校敷地内において大規模木造建築物の新築工事を行うことから、施工計画の提出を求める基本型で実施しており、施工計画として、品質確保及び施工上の課題対応、安全確保の課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者としました。

次に、49ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に関して5項目、施工上の課題に関して1項目、安全確保に関して2項目の合計8項目となっております。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の建設工事共同企業体が参加し、平成29年12月8日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が103.00で、税抜き8億4,383万2,000円の予定価格に対しまして、8億4,300万円で入札した三津野・竹内建設工事共同企業体が評価値12.2183となり、落札を決定しております。

次に、51ページをお願いいたします。

第32号議案、工事請負契約締結に関する専決処分報告及び承認についてでございます。

今回審議をお願いしております工事請負契

約締結に関する専決処分の報告及び承認につきましては、熊本地震からの災害復旧に関連する工事請負契約であり、熊本地震からの迅速な復旧を果たすため、1者入札可として、契約締結までの期間を可能な限り短縮し、一日も早く復旧できるよう専決処分を行ったものでございます。

第32号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

御船甲佐線(田口橋)28年発生橋梁災害復旧(その4)工事他合併に係る平成29年12月26日専決の内容でございます。

工事名は、御船甲佐線(田口橋)28年発生橋梁災害復旧(その4)工事他合併。

工事内容は、橋梁上部工。

工事場所は、上益城郡甲佐町田口地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成31年3月22日まで。契約締結日は、平成29年12月26日でございます。

契約金額は、7億7,850万4,932円。消費税及び地方消費税相当額を含んだものでございます。

契約の相手方は、日立造船株式会社九州支社。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

第32号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、格付等級又は経営事項審査の総合評価値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおりと設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況

を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

施工計画としては、鋼橋上部工工事に於いて、品質確保と安全確保が重要であることから、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としました。

次に、53ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に関して4項目、安全確保に関して4項目、合計8項目となっております。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には4者が参加し、平成29年12月5日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が124.20で、税抜き8億93万1,000円の予定価格に対しまして、7億2,083万7,900円で入札をした日立造船株式会社九州支社が、評価値17.2299となり、落札を決定しております。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認についてですが、説明資料は55ページの第33号議案から、64ページの37号議案まで、5件でございます。

まず、資料の55ページ、第33号議案ですが、詳細は右ページの概要にて説明します。

本件は、益城町大字寺迫の主要地方道熊本高森線におきまして、平成28年熊本地震により生じた道路擁壁の亀裂から、平成28年6月20日から翌21日にかけての豪雨により、民地内の土砂が流出し、擁壁上部の家屋の傾斜が進行して、半壊から全壊となったものであります。

道路管理者として擁壁の損傷等については

把握しておりましたが、被災箇所の応急復旧など地震関係業務に追われ、対応がおくれて、家屋被害が拡大した点に管理瑕疵があり、賠償責任を認めたものであります。

家屋所有者に過失を求めることが困難であることから、半壊から全壊へ進行した被害額の全額に当たる455万5,285円を賠償しております。

次に、57ページの第34号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年5月13日午前8時ごろ、菊池市稗方におきまして、和解の相手方が主要地方道菊池鹿北線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前輪が落下し、右フロントサスペンション等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなど一般的な注意をもって運転していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる2万20円を賠償しております。

次に、資料の59ページ、第35号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年7月24日午後8時30分ごろ、八代市鏡町貝洲におきまして、和解の相手方が県道大牟田大鞘八代港線を小走りで横断中、路面の段差につまずいて転倒し、顔面等を負傷したものであります。

本件は、熊本地震による影響があったと考えております。

歩行者が前方を注視するなど一般的な注意をもって横断していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の6割に当たる6万5,277円を賠償しております。

次に、61ページの第36号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年10月17日午後4時40分ごろ、八代市泉町椎原におきまして、和解の相手方が国道445号を普通貨物自動車で行進中、進行方向左側の沿道の樹木からの落枝が直撃し、フロントガラスを破損したものであ

ります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる19万636円を賠償しております。

次に、資料の63ページ、第37号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年12月10日午後11時40分から午後11時55分までの間、球磨郡球磨村大字渡におきまして、和解の相手方が国道219号を普通特殊自動車で行進中、進行方向左側からの倒竹が直撃し、左側ミラー等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる7,973円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

65ページをお願いいたします。

第38号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、先ほど工事請負契約の変更とあわせて説明をした案件ですので、割愛をさせていただきます。

次に、69ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

右のページにより説明させていただきます。

この事故は、平成29年9月21日午前9時20分ごろに、熊本市南区富合町杉島地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合80%で合意し、損害賠償額は5万1,365円でございます。

事故の状況としましては、県央広域本部土木部工務管理課職員が公用車を運転中、一旦停止標識のある交差点で停止し、直進しようと発進した際、交差点の右方向から走行してきた相手方の原動機付自転車と接触したものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

右のページにより説明させていただきます。

この事故は、平成29年11月1日午後2時55分ごろに、阿蘇市西町地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合100%で合意し、損害賠償額は、物的損害分が24万9,040円、人身損害分が79万1,010円の計104万50円でございます。

事故の状況としましては、阿蘇地域振興局土木部工務第二課職員が公用車を運転中、前方不注意となり、前方の相手方車両が左折のため減速していることに気づくのがおくれ、追突をしたものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

右のページで説明いたします。

この事故は、平成30年1月5日午後4時5分ごろに、熊本市東区石原地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合100%で合意し、損害賠償額は13万7,095円でございます。

事故の状況としましては、建築課職員が休憩のため立ち寄ったコンビニの駐車場で荷物を取るためにドアを開けた際、隣に駐車されていた相手方車両に接触したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、これまでも平日には会議等において注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

監理課からの説明は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 住宅課の29ページですが、公営住宅の受託事業、51億の減額ですかね。これは災害の関係のあれですか、町村がうまく住宅まで着工に及ばなかったとか。ちょっと内容を教えてください。

○小路永住宅課長 災害公営住宅の整備の方法につきましては、建設、買い取り、借り上げの3つの方法がありまして、市町村が決めるということになっております。

県のほうでは、市町村が建設を行いたいといったときに、マンパワー不足があるということであれば、市町村が希望する場合に県が市町村のかわりに業務を受託するというふうにしております。

この29年度予算につきましては、予算要求時に行いました市町村へのヒアリングで、県へ委託が見込まれる市町村と、発注方法がその段階で未定の市町村の整備戸数、これを合計しまして、最大300戸分の予算を計上していたものです。

事業が進む中で、買い取りを選ばれる市町村も見られたため、29年度予算としては、建設型の県受託の戸数が100戸程度ということになったものであります。

○坂田孝志委員 そうすると、町村の買い取りで安くなったと。ちょっと違うな。ちょっとわからぬ。

住宅、町村が——つまり県が代行工事するときに、町村とうまくあれが、まだまとまてないんでしょう。

そして、この財源は復興基金ですかね。単

県費で出しているんでしょう。ちょっと教えてください。

○小路永住宅課長 29年度予算案を出すときには、まだ市町村が整備する方法がまず決まっていなかったというのがあります、そのときに建設をされる市町村で県に委託をしたいといったところについては県が受託するというので正確に予算を上げられるんですが、まだ決まってない市町村につきましては、建設なのか買い取りなのか分かりませんので。

例えば、その後で県に委託をしたいというふうになったときに、県の予算がないので受けられないということは、それは避けるべきだということで、最大受ける戸数として300戸を計上したという形になります。実際は、その後で整備手法を検討していかれまして、建設で、県に委託でなくて自分のところでされることもありますし、県に委託をされることもあります。で、買い取りを選ばれるところがあります。

県のほうは、市町村が県のほうに委託をしたいといったときに受託をしますので、その戸数が今回の事業費確定という形になります。

○坂田孝志委員 見込みで出してたから、市町村でやるということで減額になった。

だから、復興住宅が、この減額でその戸数が建つのが落ち込む、そういうことじゃないんですね。

これは、原資は復興基金とは違うんですか。そしてまた、単県費で上げてあるんじゃないんですか。

○小路永住宅課長 災害公営住宅の整備につきましては、国庫の補助事業ということで、激甚災害の指定を受けた市町村につきましては、4分の3の補助があります。

県の受託については、市町村が補助事業の主体でありますので、国庫補助の申請をして事業費を確保して、県が市町村から受ける部分は県の負担金、委託料という形で、市町村から県のほうがいただくという形になります。

○坂田孝志委員 今のことで、1ページの総括表がありますでしょう。その中で、住宅課の場合、この単県事業に51億の減額となっています。単県事業かな。だから、県の単独予算で予算措置をしてあつとかなと思ったんです。だから、復興基金か何かと思ったんです。これはどういう意味ですかね。単県費で、これはちょっと今の説明と異なりますがね。

○小路永住宅課長 市町村が行う事業については、市町村にとってみれば国庫補助事業になります。県は、市町村から受けますので、県の予算としては市町村からの負担金という形になりまして、予算的には単県事業費という形になります。

○坂田孝志委員 予算の編成だから、区分けかな。だから市町村からいただくから単県費の中に入れてやると、そういうことですか。どこから単県で50億もと思ったもんだから、復興基金なのかなと思って。委託を受けるからですね、はいはい、わかりました。

ちゃんと復興住宅ができるように、また市町村も一緒になって進めていってほしいと思います。

○瀨上陽一委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで、第11号、第19号及び第24号から第38号までについて、一括して採決をしたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外20件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外20件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

その他報告資料の報告事項1の資料をお願いいたします。

入札制度の見直し(第4弾)についてでございます。

熊本地震等に係る工事の発注について、一部入札制度を見直すことといたしましたので、その概要について報告をさせていただきます。

熊本地震に係る復旧・復興工事など、震災関連等工事の発注の増大及び増大に伴う入札不調への対応等を目的に、平成28年10月、平成29年2月及び8月に、入札制度の見直しを行ってまいりました。

第1の課題のところですが、資料下のグラフをごらんください。

県発注の土木一式工事に係る不調、不落については、本年度4月から7月ごろまで、高い入札の不調・不落率を示しております。

8月に入札制度を見直し、やや減少傾向にはあるものの、赤色の折れ線グラフのとおり、被災3局の震災関連等工事では、今年度

で平均で45.2%となっており、1月においても33.3%と、依然高い状況が続いております。

2の見直し方針の参考をごらんください。

現在の入札制度では、一般競争入札において発注する場合、土木A1工事は全県を地域要件として、土木A2については、初回入札時は地域振興局を地域要件として発注し、入札不調後の再入札においては、全県を地域要件として発注しております。

しかしながら、復旧・復興工事のさらなる加速化を図るため、2、見直し方針の本文のように見直しを行いました。

見直した内容は、熊本、上益城、阿蘇の被災3局管内において、各発注機関が、入札不調・不落対策の観点から優先度が高いと判断される工事について、原則として初回入札から全県を対象として発注することといたしました。

各発注機関において優先度が高いと判断される工事につきましては、土木工事においては国道、主要地方道、砂防に係る工事などを想定しております。

見直しの対象となる工事については、3局の震災関連等工事のうち4割弱の件数となる見込みです。見直しの時期につきましては、2月15日以降に行われる入札公告を行うものについて適用をしたところです。

今後とも震災関連等工事が円滑に進むよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、今定例会にお

いては3月後議分の委員会がありますので、
本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願い
いたします。

何か質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の
議題は終了いたします。

これもちまして、第7回建設常任委員会
を閉会いたします。

午前11時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長